

平成21年3月3日

台湾 外国投資まぐろ漁船への管理強化へ

台湾は、昨年12月17日、「投資経営非我国籍漁船管理條例」（仮訳要旨別添）を公布、施行したことが明らかになった。

同条例は、19条からなり、海洋水産資源の保存のために、台湾人が投資・経営する非台湾船籍の漁船を管理し、国際漁業の秩序を維持することを目的としている。

台湾人が、台湾の許可を得ずに、海外で漁業を行い、かつ国際漁業管理機関の資源管理措置に違反した場合は、三年以下の懲役と1千万台湾元（約2千8百万円）の罰金及び漁獲物等の没収等の厳しい罰則が適用される。また、フィッシュロンドンダリングに関わった場合は、6カ月以上3年以下の懲役と3千万台湾元（約8千5百万円）の罰金が課される。（為替レート2.81円／NTD）

台湾遠洋鮪延縄業界（台湾区遠洋鮪延縄釣漁船魚類輸出業同業公會）の伍明座理事長は、「この法律の実施は、まぐろ資源の過剰漁獲に関する国際社会の懸念が高まっている中で、国際的な資源管理措置を免れようとする者の逃げ道を断つものであり、まぐろ資源の保存のために真面目に資源管理措置を守って操業している台湾漁業者は歓迎している。また、台湾が責任あるまぐろ漁業実践をすすめていることを、具体的に示すものであり、台湾にとっても意義がある」と述べている。

（問合せ先）

OPRT

（社）責任あるまぐろ漁業推進機構

事務局長：田端 事業部長：人見

TEL：03-3568-6388

FAX：03-3568-6389

非台湾籍漁船への台湾人の投資及び経営管理条例（要旨仮訳）

1. 公布日 この条例は2008年12月17日付総統令として公布。即日施行。

2. 目的

海洋水産資源の保存のために、台湾人が投資及び経営する非台湾籍の漁船を管理の枠組みに入れ、国際漁業の秩序を維持する。

3. 本条例の主管機関 行政院農業委員会

4. 骨子

- ①台湾人が行政院農業委員会の許可を取得せず、台湾籍でない漁船に投資及び経営することの禁止。
- ②許可を取得した者の、定期的に行政院農業委員会に対して関連の操業資料の提出義務。
- ③許可を取得した者の、国際漁業管理機関の定めた管理措置を遵守する義務。
- ④行政院農業委員会はこの条例を違反した事実を調査するために、関係者に対して操業の関連資料の提出を命じることが出来る。
- ⑤台湾人がフィッシュロンダリングに関わった場合は、六ヶ月以上三年以下の懲役と三千万台湾元の罰金を課す。
- ⑥台湾人が許可を取得せずに海外で漁業に従事し、または国際漁業管理機関の管理措置に違反した場合は、三年以下の懲役と一千万台湾元の罰金を課す。この犯罪行為によって得た物は、全て没収。または、この犯罪に使用された全機材の没収。
- ⑦台湾人が許可を取得して海外で漁業に従事する場合においても、操業規則、操業水域・操業期間・船位報告・漁具・漁法・漁獲枠などの管理措置に違反した場合は、二百万元以上一千万台湾元以下の罰金。
- ⑧台湾籍漁船を使用する台湾人が、フィッシュロンダリングに関わった場合は、そのフィッシュロンダリング数量と同量の台湾漁船の漁獲枠を削除。
- ⑨台湾人が許可を取得せずに、台湾籍以外の漁船を経営し海外で漁業に従事した場合は、三十万元以上百五十万台湾元以下の罰金。
- ⑩台湾に入港した非台湾籍漁船がフィッシュロンダリングに関わったと見られる場合は、主管機関の許可を取得せずに出港することの禁止。
- ⑪この条例が公示される前に非台湾籍の漁船に投資及び経営して海外で漁業に従事している台湾人は、この条例が公示されてから百二十日以内に主管機関に対して漁業の経営経過と実況を報告し、許可を申請しなければならない。